

事 務 連 絡
令和2年(2020年)3月2日

一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会 会長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課長

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の
研修について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から通知があったので、お知らせします。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。)等に基づき、行っております。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修(以下「従事者研修」という。)については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされており、また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と示しているところですが、今般の地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されることから、登録制度の申請に際し、従事者の研修に係る相談については、各申請窓口において個別に応じる等いたしますので、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

担当：生活衛生グループ 松原
電話：011-231-4111(内線 25-907)

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく事業の登録制度(以下「登録制度」という。)については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。)等に基づき、関係者に対して御指導いただいているところです。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。)に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修(以下「従事者研修」という。)については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされています。また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と技術的助言により示しているところです。

今般、地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されるところ、規則に示す「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査を行う都道府県において、柔軟に対応いただいて差し支えない旨、念のためお知らせします。

併せて、本事務連絡の内容について、貴管内の登録制度に基づく登録事業者に周知いただきますよう、御願います。

【担当者】 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

北村、日比

電話番号: 03-5253-1111(内線2432)

電子メール: kitamura-makiko@mhlw.go.jp

hibi-hiroyuki.np4@mhlw.go.jp



事 務 連 絡
令和2年（2020年）3月2日

各総合振興局（振興局）保健環境部

（保健行政室生活衛生課長
地域保健室生活衛生課長） 様

保健福祉部健康安全局食品衛生課
生活衛生グループ主幹

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の
研修について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から通知があったので、お知らせします。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録制度（以下「登録制度」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。）等に基づき、関係者に対して指導しているところです。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修（以下「従事者研修」という。）については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされており、また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と技術的助言により示しているところですが、今般の地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されるところ、規則に示す「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査に際し、登録申請事業者からの個別相談に応じる等の柔軟な対応をお願いします。

なお、一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会へは、別途通知しておりますことを申し添えます。

担当：松原
内線：6-210-25-907



事 務 連 絡
令和2年（2020年）3月2日

各保健所設置市
保健所環境衛生主管課長 様

北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課
生活衛生グループ主幹

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の
研修について

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から通知があったので、お知らせします。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2に基づく事業の登録制度（以下「登録制度」という。）については、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」（平成14年3月26日付け健衛発第0326001号。以下「通知」という。）等に基づき、関係者に対して指導しているところです。

登録制度の登録基準は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「規則」という。）に規定され、建築物等の清掃作業等に従事する者に対する研修（以下「従事者研修」という。）については、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」とされており、また、通知において、「原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」と技術的助言により示しているところですが、今般の地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、研修実施主体が従事者研修の実施を当面見合わせることも想定されるところ、規則に示す「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査に際し、登録申請事業者からの個別相談に応じる等の柔軟な対応をお願いします。

なお、一般社団法人北海道ビルメンテナンス協会へは、別途通知しておりますことを申し添えます。

担当：松原

電話：011-231-4111（25-907）